

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年4月10日

大館市長 福原 淳嗣

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	経営管理権 の終期	備考
集 32	大館市花岡町字繫沢 452 番地	9-84, 87	山林	2040. 3. 31	
	大館市花岡町字繫沢 552 番地	9-73	山林	2040. 3. 31	
	大館市花岡町字繫沢 371 番地 1	10-32	山林	2040. 3. 31	
	大館市花岡町字繫沢 270 番地 1	11-12	山林	2040. 3. 31	
	大館市花岡町字繫沢 270 番地 2		山林	2040. 3. 31	
	大館市花岡町字繫沢 271 番地 1	11-13	山林	2040. 3. 31	
	大館市花岡町字繫沢 271 番地 2		山林	2040. 3. 31	
	大館市花岡町字繫沢 145 番地	13-41, 43	山林	2040. 3. 31	
集 33	大館市早口字平滝 133 番地	28-165	山林	2040. 3. 31	

2 縦覧場所

大館市産業部農林課及び大館市ホームページ

(ホームページリンク www.city.odate.akita.jp/dcity/rinmu/)

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。